

第 2 期中期目標の策定について

1 策定の趣旨

県が指示した第 1 期の業務運営に関する中期目標に基づき、県立病院機構が実施中の第 1 期中期計画（目標・計画期間：H22 年度～H26 年度）が終了するため、平成 27 年度からの第 2 期中期目標を策定し、県立病院機構に指示する。

2 第 2 期中期目標の期間

3 年以上 5 年以下の期間（地方独立行政法人法第 25 条第 1 項）

3 中期目標の意義

- (1) 地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
- (2) 地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

4 第 2 期中期目標策定に係る基本的な考え方

病院運営の継続性に配慮し、第 1 期中期目標を基本とし、その評価を踏まえ、第 2 期中期目標を策定する。

5 第 1 期中期目標期間の暫定評価について

- ・地方独立行政法人法第 30 条で定める、第 1 期（H22～26）終了後の業務実績の評価に先立ち、第 2 期中期目標の検討に資するため、H22～25 の暫定評価を行う。
- ・評価委員会が実施した年度評価を取りまとめることにより、暫定評価とする。

6 第 2 期中期目標の検討方法

- (1) 庁内検討会議で原案を検討
- (2) 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会での議論、検討を経て、パブコメ案を作成

7 策定スケジュール

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
中期目標			第 1 回 検討会議	第 2 回 検討会議			パブリック コメント 関係団体説明	目標案	11 月 議会	目標 指示		
評価委員会			第 1 回	第 2 回	第 3 回		意見	第 4 回		第 5 回		
中期計画										機構が計画案 決定・申請	2 月 議会	知事 認可